

神戸女学院大学における研究者番号付与に関する申し合わせ

2022年1月21日研究所委員会承認

2022年11月4日研究所委員会改正

1. 本大学では、神戸女学院大学研究所員*（以下、研究所員という。）となる者に、研究者番号を付与する。

*客員教員を除く専任教員（神戸女学院大学研究所規程第5条。）

2. 研究所員以外の者に、研究者番号を付与する場合の要件を以下に定める。

(1) 研究所員以外の者は、以下の条件をすべて満たす場合に、研究者番号登録を申請することができる。

- ① 本大学において研究活動を行うことを職務に含む者として所属する者（大学院博士研究員はこれに含まれる。事務職員、嘱託教学職員、授業のみを担当する非常勤講師及び大学院生は除かれる。）、日本学術振興会特別研究員（DC1、DC2を除く。以下、特別研究員という。）及び大学院研究生のいずれかであること。
- ② 競争的研究費に本大学から研究代表者として応募、もしくは研究所員の応募する課題に研究分担者として参加すること。ただし、特別研究員及び大学院博士研究員は、他の研究機関に所属する研究者が研究代表者として応募する課題の研究分担者となることも認める。
- ③ 研究所員からの推薦があること。ただし、特別研究員はこの限りではない。
- ④ 競争的研究費の応募及び使用にあたって、本大学で定めるルール等を遵守すること（本大学で実施するコンプライアンス研修、研究倫理研修の受講を含む。）。

(2) (1)の条件をすべて満たしている場合でも、次のいずれかに該当する者には研究者番号を付与しない。

- ① 他の研究機関を所属機関として研究者番号が登録されている者
- ② 予定している研究期間に、本大学において補助事業が遂行できなくなることが明らかな者（研究期間が本大学における任期を超過することが明らかな客員教授、客員研究員など。）
- ③ 日本学術振興会外国人特別研究員（現在応募中の者を含む。）
- ④ 科学研究費助成事業の研究成果公開促進費のみに応募する者
- ⑤ 不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったと認定され、競争的研究費の交付対象から除外されている者。

問い合わせ・相談窓口

神戸女学院大学研究所 電話 0798-51-8544 メール ri-o@mail.kobe-c.ac.jp